

第158回 定時株主総会 招集ご通知

<開催情報>

日 時 2020年6月29日（月曜日）午前11時
（受付開始は、午前10時を予定しております。）

場 所 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン 5階
東京コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

本年は、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日本紙パルプ商事株式会社



<目次>

- 第158回定時株主総会招集ご通知・・・ 2
- 株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・ 5
- 事業報告・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 計算書類・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 監査報告・・・・・・・・・・・・・・ 33

日本紙パルプ商事グループ企業理念

Our Corporate Spirit

(グループが大切にすべき価値観)

誠実をもって人の礎とし、**公正**をもって信頼を築き、**調和**をもって社会に貢献する。

Our Mission

(グループの使命)

社会と地球環境のよりよい未来を拓きます。

Our Principles

(グループ役職員が積極的に実践すべきこと)

Change

社会の変化を的確に捉え、迅速果断に自らを**変革**します。

Challenge

強い信念、高邁な向上心をもって、新たな領域に**挑戦**します。

Create

多様性を尊重し、世界規模で新たな価値を**創造**します。

Corporate Slogan

(コーポレートスローガン)

“紙、そしてその向こうに”

証券コード 8032
2020年6月11日

株主各位

東京都中央区勝どき三丁目12番1号
フォアフロントタワー
日本紙パルプ商事株式会社
代表取締役社長 渡辺昭彦

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2020年6月26日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月29日（月曜日）午前11時 （受付開始は、午前10時を予定しております。）
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	
報告事項	1. 第158期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第158期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付へご提出ください。

日時 2020年6月29日(月曜日) 午前11時 (受付開始: 午前10時予定)

場所 東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン 5階
東京コンベンションホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

■新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただき、以下にご案内しております郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

■株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。

■代理人によるご出席の場合は、委任状と、本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(当社定款の定めにより、代理人は、当社の議決権を有する当社株主様1名とさせていただきます。)

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、以下の行使期限までに到着するようお早めにご返送ください。

行使期限 2020年6月26日(金曜日) 午後5時15分 到着分まで

■議決権行使書面の各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使の場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力の上、画面の案内に従って、以下の行使期限までに賛否をご入力ください。(次頁をご参照ください。)

行使期限 2020年6月26日(金曜日) 午後5時15分 入力完了分まで

■書面により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

■インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としたします。

以上

1. 本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.kamipa.co.jp/>)

インターネットによる議決権行使のご案内

■議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従ってご利用くださいますようお願い申し上げます。

- ① <https://www.web54.net> にアクセス
- ② 「◆◆◆ ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ◆◆◆」の画面が出たら、 をクリック
- ③ 「◆◆◆ ログイン ◆◆◆」の画面が出たら、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、 をクリック

⇒ 以降は画面の案内に従って操作してください。

■パスワードのお取扱い

- ・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。本総会終了まで大切にお取扱い願います。なお、パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コード及びパスワードは、本総会に限り有効です。

パソコン等の
操作方法に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031 (受付時間 午前9時から午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要施策のひとつとして位置づけ、長期にわたる経営基盤の安定と強化に努め、企業価値の向上を目指しております。配当の方針につきましては、安定的な配当を継続して行うことを基本方針とし、連結業績の動向も勘案して実施しております。

期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおり1株当たり55円といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として55円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり110円となります。

1. 配当財産の種類	金 銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1株当たり金55円 配 当 総 額 758,872,235円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

機動的な配当政策及び資本政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、現行定款第44条（剰余金の配当）に替えて変更案第43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第45条（剰余金の配当の基準日）を変更し、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び同第46条（中間配当）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第7条 <u>（自己の株式の取得）</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。	(削除)
第8条～第43条（条文省略）	第7条～第42条（現行どおり）
第44条 <u>（剰余金の配当）</u> 当社の剰余金は、株主総会の決議により配当する。 (新設)	(削除)
第45条 <u>（剰余金の配当の基準日）</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)	第43条 <u>（剰余金の配当等の決定機関）</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を</u> することができる。	第44条 <u>（剰余金の配当の基準日）</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
第46条 <u>（中間配当）</u> 当社は、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	3. <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当</u> をすることができる。 (削除)
第47条（条文省略）	第45条（現行どおり）

第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役6名全員の任期が満了いたします。
 つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。
 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当等	
1	再任 わた なべ あき ひこ 渡 辺 昭 彦	代表取締役社長	
2	再任 かつ た ち ひろ 勝 田 千 尋	代表取締役専務執行役員 管理全般管掌 管理・企画統括	
3	再任 みや ぎき とも ゆき 宮 崎 友 幸	取締役専務執行役員 営業全般管掌 環境・原燃料事業統括	
4	再任 さくら い かず ひこ 櫻 井 和 彦	取締役専務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括	
5	再任 ます だ いたる 増 田 格	取締役	社外取締役 独立役員
6	再任 たけ うち すみ こ 竹 内 純 子	取締役	社外取締役 独立役員

候補者番号

1 渡辺 昭彦 (1959年9月8日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2009年 6月 当社理事 海外事業本部副本部長
 2010年 6月 当社執行役員 販売推進営業本部本部長
 2012年 4月 当社執行役員 国際事業推進本部本部長
 2013年 4月 当社執行役員 Japan Pulp & Paper (U.S.A.) Corp. 社長
 2015年 4月 当社常務執行役員 Japan Pulp & Paper (U.S.A.) Corp. 社長
 2016年 4月 当社常務執行役員 海外事業統括 兼 国際営業本部本部長
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員 海外事業統括 兼 国際営業本部本部長
 2017年 4月 当社代表取締役社長 (現任)

- 所有する当社の株式数
2,500株
- 取締役会への出席状況
18回/18回中

取締役候補者とした理由

渡辺昭彦氏は、長年にわたり海外部門等の要職を歴任し、2017年からは当社代表取締役社長として多角化した各事業の充実とシナジー効果の発現を軸に当社グループの安定した収益基盤の構築に取り組むなど、当社グループの経営をリードしてまいりました。同氏はグローバルな経営に関する豊富な経験及び知見を有することに加え、人格識見ともに優れており、今後もグループ全体の企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2 勝田 千尋 (1959年2月15日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2009年 6月 当社理事 管理本部副本部長
 2010年 6月 当社執行役員 経営企画本部本部長
 2014年 4月 当社常務執行役員 中部支社支社長
 2016年 4月 当社常務執行役員 家庭紙事業統括 兼 特命事項担当
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員 家庭紙事業統括 兼 特命事項担当
 2017年 4月 当社取締役専務執行役員 管理全般管掌 管理・企画統括
 2019年 6月 当社代表取締役専務執行役員 管理全般管掌 管理・企画統括 (現任)

- 所有する当社の株式数
2,500株
- 取締役会への出席状況
18回/18回中

取締役候補者とした理由

勝田千尋氏は、長年にわたり管理・企画部門の要職を歴任するとともに、支社の発展及び家庭紙事業の強化・拡大にも取り組み、現在は当社代表取締役専務執行役員として管理全般を管掌し、財務基盤の更なる安定化を図るとともに、グループガバナンスの強化を着実に推進するなど当社グループの発展に寄与してまいりました。このような豊富な経験及び実績に加え、人格識見ともに優れており、今後もグループ全体の企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3 宮崎 友幸 (1954年6月2日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1977年 4月 当社入社
 2010年 6月 当社執行役員 九州支社支社長
 2013年 4月 当社常務執行役員 九州支社支社長
 2014年 4月 当社常務執行役員 新聞・出版営業本部本部長
 2015年 4月 当社常務執行役員 洋紙事業副統括
 2015年 6月 当社取締役常務執行役員 洋紙事業副統括
 2016年 4月 当社取締役専務執行役員 洋紙事業統括
 2017年 4月 当社取締役専務執行役員 営業全般管掌 洋紙事業統括
 2018年 4月 当社取締役専務執行役員 営業全般管掌
 2018年 8月 当社取締役専務執行役員 営業全般管掌 環境・原燃料事業統括 (現任)

■所有する当社の株式数
2,200株

■取締役会への出席状況
18回/18回中

取締役候補者とした理由

宮崎友幸氏は、長年にわたり洋紙及び産業資材部門の要職を歴任するとともに、支社の発展にも尽力し、現在は当社取締役専務執行役員として営業全般を管掌し、各事業の自律的成長及び事業間のシナジー効果によるセグメントの収益力強化を推進するなど当社グループの発展に寄与してまいりました。このような豊富な経験及び実績に加え、人格識見ともに優れており、今後もグループ全体の企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4 櫻井 和彦 (1959年1月10日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2011年 4月 当社執行役員 北海道支社支社長
 2013年 4月 当社執行役員 北日本支社支社長
 2015年 4月 当社常務執行役員 板紙・家庭紙事業統括
 2015年 6月 当社取締役常務執行役員 板紙・家庭紙事業統括
 2016年 4月 当社取締役常務執行役員 板紙事業統括
 2017年 4月 当社取締役常務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括
 2017年 6月 当社専務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括
 2019年 6月 当社取締役専務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括 (現任)

■所有する当社の株式数
2,100株

■取締役会への出席状況
14回/14回中

取締役候補者とした理由

櫻井和彦氏は、長年にわたり洋紙部門の要職を歴任するとともに、支社長として支社の発展にも尽力し、現在は当社取締役専務執行役員として当社の板紙事業及び家庭紙事業を統括し、川下戦略の展開及び原料調達・製造・販売のサプライチェーン強化を推進するなど当社グループの発展に寄与してまいりました。このような豊富な経験及び実績に加え、人格識見ともに優れており、グループ全体の企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

ますだ
増田

いたる
格 (1952年2月9日生)

社外取締役

独立役員

再任



- 所有する当社の株式数
800株
- 取締役会への出席状況
18回/18回中

略歴・当社における地位及び担当

1974年 4月	三井信託銀行株式会社入社
1999年 6月	同社取締役
2000年 4月	中央三井信託銀行株式会社 執行役員
2002年 2月	同社常務執行役員
2004年 6月	三井トラスト・ホールディングス株式会社 常務取締役
2006年 5月	中央三井信託銀行株式会社 専務執行役員
2006年 6月	同社取締役専務執行役員
2010年 6月	同社取締役副社長
2012年 4月	三井住友信託銀行株式会社 顧問
2012年 5月	株式会社スリーエフ 社外取締役 (現任)
2012年 6月	京成電鉄株式会社 社外監査役
2016年 6月	株式会社日本製鋼所 社外監査役 (2020年6月退任予定)
2017年 5月	富士シティオ株式会社 社外取締役 (現任)
2017年 6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社スリーエフ 社外取締役
富士シティオ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

増田格氏は、金融機関において長年にわたり企業経営に従事し、また複数の上場会社において社外取締役、社外監査役としての豊富な経験を有しております。これらの経験と幅広い見識を活かし、引き続き独立社外取締役として当社の経営について適切に監督、助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

その他

- 増田格氏は、当社と取引関係があり、また株主でもある三井住友信託銀行株式会社の出身であります。2020年3月末現在における同社からの借入は当社借入総額の8.0%、また同社の当社に対する議決権比率は0.5%ですが、当社は複数の金融機関と取引をしており、当社事業へ与える影響は軽微であります。したがって、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはありませんので、同氏が再任された場合には、引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定であります。
- 当社は、増田格氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額であります。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告



略歴・当社における地位及び担当

1994年 4月 東京電力株式会社入社
 2012年 1月 NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員（現任）
 2012年 2月 一般社団法人フォレストストック協会 理事
 2014年 4月 21世紀政策研究所 研究副主幹（現任）
 2016年 4月 筑波大学 客員教授（現任）
 2016年10月 アクセンチュア株式会社 外部アドバイザー
 2016年11月 マトリクスアソシエイツLLP 共同代表（現任）
 2018年 4月 関西大学 客員教授
 2018年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 外部アドバイザー（現任）
 2018年10月 U3Innovations合同会社 共同創業者・代表取締役（現任）
 2019年 6月 当社社外取締役（現任）
 2020年 4月 東北大学 特任教授（現任）

■ 所有する当社の株式数
0株

■ 取締役会への出席状況
13回／14回中

重要な兼職の状況

NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員
 筑波大学 客員教授
 U3Innovations合同会社 共同創業者・代表取締役
 東北大学 特任教授

社外取締役候補者とした理由

竹内純子氏は、事業会社において長年にわたり自然環境保護に携わり、同社を退社後はNPO法人や大学等において環境・エネルギー分野の研究に従事するとともに、政府委員など多数の公職を歴任するなど、環境・エネルギー分野において幅広く研究・提言活動を行っております。このような同氏の豊富な経験やこれらに基づく高い見識を活かして、引き続き独立社外取締役として、客観的、専門的な視点から、当社の経営に対する助言や業務執行に対する監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

その他

- 竹内純子氏が再任された場合には、引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定であります。
- 当社は、竹内純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額であります。
- 竹内純子氏の戸籍上の氏名は、小林純子です。

■ 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■ 取締役候補者につきましては、社外取締役を主要な構成員とする取締役・監査役人事案策定会議において、当社に対する貢献度が高く、当社の発展に不可欠と思われる人材の中から、人格識見ともに優れた者を指名し、取締役会にて決議しております。

■ 独立社外取締役候補者につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準に基づき、客観的、専門的な観点から当社事業に助言いただける人物を選定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役酒井諭氏及び樋口尚文氏の任期が満了いたします。つきましては、監査役2名（うち社外監査役1名）の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当等	
1	新任 うえ さか 上 坂 り え 理 恵	Japan Pulp & Paper (Shanghai) Co.,Ltd. 董事 副総経理 JPTS Electronics Materials (Shanghai) Co.,Ltd. 董事	
2	再任 ひ ぐち 樋 口 な お ふみ 尚 文	監査役	社外監査役 独立役員



■ 所有する当社の株式数
300株

略歴・当社における地位

1986年 4月 当社入社
2005年 6月 Japan Pulp & Paper GmbH 取締役 Financial Controller
2010年 4月 当社 海外事業管理部 部長
2017年 4月 Japan Pulp & Paper (Shanghai) Co.,Ltd. 董事 副総経理 (現任)
2018年 4月 JPTS Electronics Materials (Shanghai) Co.,Ltd. 董事 (現任)

監査役候補者とした理由

■ 上坂理恵氏は、長年にわたり海外管理部門の要職を歴任し、現在は中国現地法人にて董事、副総経理として経営を担っております。このような国際的な事業環境における豊富な経営管理経験に加え、財務及び会計に関する相当の知見を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

その他

■ 当社は、上坂理恵氏が監査役に選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することを予定しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額であります。



■所有する当社の株式数
200株

■取締役会への出席状況
18回/18回中

■監査役会への出席状況
12回/12回中

略歴・当社における地位

1997年10月 中央監査法人入所
2001年 4月 公認会計士登録
2007年 8月 みずほ証券株式会社入社
2009年 8月 日本公認会計士協会入職
2012年 4月 東北大学会計大学院 准教授
2013年 1月 太陽ASG有限責任監査法人入所
2016年 6月 樋口公認会計士事務所設立 代表就任 (現任)
2016年 6月 当社社外監査役 (現任)
2018年 4月 東北大学会計大学院 教授 (現任)
2020年 3月 株式会社日本アクア 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

東北大学会計大学院 教授
樋口公認会計士事務所 代表
株式会社日本アクア 社外取締役

社外監査役候補者とした理由

■樋口尚文氏は、公認会計士として多くの企業の監査を経験し、現在は、自ら公認会計士事務所を開設しているほか、東北大学会計大学院教授を務めるなど、財務及び会計に関する豊富な知見を有し、企業会計に精通しております。また、2016年より当社社外監査役を務め、当社グループの事業内容に関する十分な知見も有しております。
上記の理由により引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者としたしました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

その他

■樋口尚文氏が再任された場合には、引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定であります。
■当社は、樋口尚文氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額であります。

■各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■監査役候補者につきましては、社外取締役を主要な構成員とする取締役・監査役人事案策定会議において、当社に対する貢献度が高く、当社の発展に不可欠と思われる人材の中から、人格識見ともに優れた者を指名し、監査役会の同意を得た後、取締役会にて決議しております。

■独立社外監査役候補者につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準に基づき、客観的、専門的な観点から当社事業に助言いただける人物を選定しております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、海外経済の減速などを背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善などによって設備投資と個人消費の増加基調が続き、全体としては緩やかな回復が続きました。一方、世界経済におきましては、米中貿易摩擦の影響が、米中のみならずユーロ圏にも波及し、主要国・地域の経済の減速を招く結果となりました。また、年明け以降、新型コロナウイルス感染拡大が、世界的な規模での経済活動の停滞をもたらし、予断を許さない状況が続いております。

紙パルプ業界におきましては、板紙は、加工食品・飲料用など生活必需品や、伸長著しいネット通販向けの梱包用段ボール原紙の出荷が堅調で前期並みとなったものの、紙は、人口減少、少子化、出版物や広告用途などにおけるデジタル化の進展などの構造的要因から、需要が減少し、当期における紙・板紙の内需は前期を下回る結果となりました。

このような市場環境のもと、当社グループは、多角化してきた各事業の充実と既存事業との相乗効果の創出に取り組んでまいりました。

これらの結果、当社グループの当期の業績は、売上高5,347億8千2百万円（前期比0.1%減）、営業利益109億2千4百万円（同1.1%増）、経常利益98億円（同8.9%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期は連結子会社株式会社野田バイオパワー J Pにおける廃棄物処理費用引当金繰入額24億3千4百万円を特別損失に計上したことに対し、当期は同引当金繰入額5億2千4百万円を特別損失に計上した一方で同引当金戻入益9億5千8百万円を特別利益に計上したこと等により、前期比30.5%増の50億5千3百万円となりました。

当期の経営成績を事業区分別に見ますと次のとおりであります。

事業区分	売上高		経常利益	
	当期	前期比増減率	当期	前期比増減率
国内卸売	(百万円) 289,378	(%) △0.5	(百万円) 5,078	(%) 3.6
海外卸売	184,763	2.8	△763	-
製紙及び加工	26,185	7.1	6,959	61.0
資源及び環境	29,230	△21.3	294	△79.9
不動産賃貸	5,226	48.9	1,642	280.2
調整額	-	-	△3,410	-
合計	534,782	△0.1	9,800	△8.9

(注) 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。

【国内卸売】

主な事業 国内向けの紙・板紙・関連商品の販売及び情報サービス事業等
 経営成績 紙・板紙は、価格修正以降販売価格を維持しているものの、電子化などによる印刷・情報用紙の構造的な需要減少に加え、当期前半における自然災害や天候不順などの影響を受けた梱包用段ボールの荷動き低迷による段ボール原紙の販売数量減少により、売上高は前期比0.5%減の2,893億7千8百万円となりました。経常利益は、販売価格の維持と子会社における貸倒引当金繰入額の減少などにより同3.6%増の50億7千8百万円となりました。

【海外卸売】

主な事業 海外向けの紙・板紙・関連商品の販売等
 経営成績 米中貿易摩擦に端を発した世界的な紙・板紙の需要減少の影響があったものの、前第3四半期末に連結の範囲に加わったSpicers Paper (Malaysia) Sdn. Bhd. (現OVOL Malaysia Sdn.Bhd.)、Spicers Paper (Singapore) Pte Ltd (現OVOL Singapore Pte. Ltd.) 及び当第2四半期末に連結の範囲に加わった英国RADMS Paper Limited及びその子会社6社 (Premier Paper Group Limited他) の業績が反映されていることにより、売上高は前期比2.8%増の1,847億6千3百万円となりました。利益面では、市況品種の価格下落の影響により粗利が大幅に落ち込んだこと、中国、香港、米国子会社における在庫の評価損、貸倒引当金の計上に加え、M&Aによるのれん償却費及び株式取得費用の発生や為替差損の計上により7億6千3百万円の経常損失 (前期は21億4千5百万円の経常利益) となりました。

【製紙及び加工】

主な事業 製紙及び紙・板紙・関連商品の加工等
 経営成績 売上高は再生家庭紙事業の販売が好調に推移したことと、段ボール原紙や再生家庭紙製品の販売価格の維持により、前期比7.1%増の261億8千5百万円となりました。経常利益は、売上高が増加したことに加え、原料古紙価格が当期において低位安定したことにより、同61.0%増の69億5千9百万円となりました。

【資源及び環境】

主な事業 古紙・パルプ等原燃料の販売、総合リサイクル、及び再生可能エネルギーによる発電事業等
 経営成績 中国における廃棄物輸入規制の継続実施により古紙の需給が緩んだことから国際市況が大幅に下落し、売上高は前期比21.3%減の292億3千万円、経常利益は同79.9%減の2億9千4百万円となりました。

【不動産賃貸】

主な事業 不動産賃貸事業
 経営成績 売上高は2018年7月に稼働したOVOL日本橋ビルと2019年4月に稼働したOVOL京都駅前ビルからの賃貸料収入が増加し、また既存テナントビルの高稼働も継続しており、前期比48.9%増の52億2千6百万円となりました。経常利益は、OVOL日本橋ビル、OVOL京都駅前ビルの減価償却費や不動産管理費等の費用が増加したものの売上高の大幅な増加により同280.2%増の16億4千2百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

(次期の見通しについて)

現在、世界的な新型コロナウイルス感染拡大が国内外の事業環境に大きく影響を及ぼしております。

このような状況下、当社グループは、取引先及び従業員の安全確保を最優先し、感染拡大防止のための対策を取りながら生産・営業活動に努めておりますが、現時点において業績予想の合理的な算定が困難であることから、2021年3月期の業績予想は未定とさせていただき、今後開示が可能となりました時点で、速やかに公表いたします。

(新たな中期経営計画について)

当社グループでは、当期をもって3ヶ年の『中期経営計画2019“Paper, and beyond”』が終了するため、新たな中期経営計画を策定し公表する準備を進めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経営環境や事業環境が大きく変わる可能性があるため、計画の再検討が必要と判断いたしました。

新たな中期経営計画は、今後の経営環境や事業環境の変化、さらにはニューノーマルを見据えた戦略や方針を織り込み、2021年4月からのスタートを目指して策定し、公表させていただく予定です。

日本紙パルプ商事は、1845年の創業以来、産業や文化の発展に不可欠な紙を専門に取り扱う商社として、社会の要請に真摯に応えながら成長してまいりました。現在では、基幹事業である国内卸売に加え、海外卸売、製紙及び加工、資源及び環境、そして不動産賃貸と事業領域を拡大し、グループシナジーの創出により、企業価値の最大化を目指しております。

当社グループは、社会的課題の解決に取り組むとともに、紙の限りない可能性を追求し、新たな価値の創出に挑戦し続けます。また、社会と地球環境のよりよい未来を拓くことを使命とし、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される企業を目指してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当社グループが当期において実施した設備投資の総額は84億1千1百万円であります。

その主な内訳は、製紙及び加工事業における板紙及び再生家庭紙製造設備の維持更新によるものであります。

(4) 資金調達状況

当期は、海外卸売事業の拡大に伴う海外M&A投資及び既発債の償還向けに、長期借入金ならびに社債にて431億9千2百万円の調達を実施しております。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 155 期 (2016年度)	第 156 期 (2017年度)	第 157 期 (2018年度)	第 158 期(当期) (2019年度)
売 上 高	百万円 490,672	百万円 521,526	百万円 535,495	百万円 534,782
経 常 利 益	百万円 8,189	百万円 9,998	百万円 10,753	百万円 9,800
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円 5,358	百万円 6,204	百万円 3,871	百万円 5,053
1株当たり当期純利益	円 銭 392.67	円 銭 429.20	円 銭 274.69	円 銭 365.01
総 資 産	百万円 287,863	百万円 337,323	百万円 349,656	百万円 341,939
純 資 産	百万円 80,784	百万円 94,735	百万円 94,745	百万円 87,246

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 155 期 (2016年度)	第 156 期 (2017年度)	第 157 期 (2018年度)	第 158 期(当期) (2019年度)
売 上 高	百万円 311,117	百万円 319,433	百万円 321,693	百万円 312,194
経 常 利 益	百万円 4,219	百万円 4,268	百万円 4,043	百万円 5,349
当 期 純 利 益	百万円 3,996	百万円 3,057	百万円 2,500	百万円 4,337
1株当たり当期純利益	円 銭 292.36	円 銭 211.14	円 銭 177.07	円 銭 312.72
総 資 産	百万円 211,082	百万円 234,882	百万円 241,439	百万円 235,608
純 資 産	百万円 62,965	百万円 68,593	百万円 68,376	百万円 66,848

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
 3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、第155期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
 4. 第155期の数値は、過年度決算訂正後の数値であります。
 5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を前期(第157期)の期首から適用しており、第156期の総資産の金額については、当該会計基準の改正を遡って適用した場合の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 国内

会社名	本所在地	資本金	議決権率	主要な事業内容
福田三商株式会社	名古屋市南区	百万円 99	100.0 %	再生製紙原料の加工・販売
株式会社 J P 情報センター	東京都中央区	100	100.0	情報処理及びコンピュータシステム販売
南港紙センター株式会社	大阪市住之江区	100	100.0	倉庫業及び運送業
J P ホームサプライ株式会社	東京都中央区	60	100.0	家庭用紙、家庭用雑貨の販売
J P ロジネット株式会社	東京都中央区	70	100.0	倉庫業及び運送業
J P トランスポートサービス株式会社	東京都江戸川区	51	100.0 (100.0)	運送業及び貨物荷役業
株式会社エコペーパー J P	愛知県尾張旭市	300	100.0	印刷用紙、中芯原紙の製造・販売
株式会社エコパワー J P	北海道釧路市	1,225	100.0	再生可能エネルギーの発電事業
株式会社くらしネット J P	東京都中央区	10	100.0	家庭用紙の販売
株式会社丸ちきりや	長野県上田市	74	99.9	紙卸売業
株式会社光陽社	大阪府東大阪市	100	98.5	紙卸売業
コスモ紙商事株式会社	東京都中央区	46	97.1	紙卸売業
昭和包装工業株式会社	岐阜県恵那市	100	95.9	段ボール、紙器の製造・販売
大豊製紙株式会社	岐阜県川辺町	99	94.9	段ボール原紙(ライナー・中芯)の製造
川辺バイオマス発電株式会社	岐阜県川辺町	90	100.0 (40.0)	バイオマス(木質燃料)発電事業
株式会社野田バイオパワー J P	岩手県野田村	1,040	85.0	発電、電気及び蒸気の供給と売買
株式会社ゴークラ	愛媛県四国中央市	45	77.3	紙卸売業
株式会社エコポート九州	熊本市西区	490	70.0	総合リサイクル事業
J P コアレックスホールディングス株式会社	静岡県富士市	90	67.0	コアレックスグループ各社の経営管理
コアレックス信栄株式会社	静岡県富士市	27	100.0 (100.0)	家庭紙製造・販売
コアレックス三栄株式会社	静岡県富士宮市	38	100.0 (100.0)	家庭紙製造・販売
コアレックス道栄株式会社	北海道倶知安町	90	100.0 (100.0)	家庭紙製造・販売
三国紙工株式会社	大阪府富田林市	40	43.3	紙加工品の製造・販売

② 海外

会社名	本所在地	資本金	議決権率 比	主要な事業内容
Japan Pulp & Paper GmbH	ドイツ	千ユーロ 1,534	100.0 %	紙卸売業
Japan Pulp & Paper Co.,(H.K.)Ltd.	中国	千香港ドル 14,000	100.0	紙卸売業
Tai Tak Paper Co.,Ltd.	中国	千香港ドル 21,000	100.0 (100.0)	紙卸売業
Tai Tak Paper (Shenzhen) Co.,Ltd.	中国	千香港ドル 20,380	100.0 (100.0)	紙卸売業
和泰紙業(深圳)有限公司	中国	千人民元 4,000	100.0 (100.0)	紙卸売業
Japan Pulp & Paper (U.S.A.) Corp.	米国	千米ドル 800	100.0	紙卸売業
Gould Paper Corporation	米国	千米ドル 8	100.0 (100.0)	紙卸売業
Talico,S.A. de C.V.	メキシコ	千ペソ 1,560	100.0 (100.0)	紙卸売業
Safeshred Co.,Inc.	米国	千米ドル 2,060	100.0 (100.0)	再生製紙原料の販売
JRS Resources,Inc.	米国	千米ドル 1,000	80.0 (80.0)	古紙再資源化事業
OVOL Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 14,790	100.0	紙卸売業
Japan Pulp & Paper (Shanghai) Co.,Ltd.	中国	千米ドル 30,000	100.0	紙卸売業
Ball & Doggett Group Pty Ltd	オーストラリア	千豪ドル 143,889	100.0	Ball & Doggett Group各社の経営管理
PT.Oriental Asahi JP Carton Box	インドネシア	千米ドル 5,000	80.0	段ボールの製造・販売
JP Corelex (Vietnam) Co.,Ltd.	ベトナム	千米ドル 17,005	100.0 (71.0)	家庭紙製造・販売
RADMS Paper Limited	英国	英ポンド 796	60.0	紙卸売業
Japan Pulp & Paper (M) Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアドル 200	50.0	紙卸売業
OVOL Malaysia Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアドル 6,500	100.0 (100.0)	紙卸売業
OVOL New Energy Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアドル 200	100.0 (100.0)	PKS回収・販売事業

- (注) 1. 議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「議決権比率」欄の()内は、子会社による間接所有の議決権比率(内数)であります。
3. 株式会社エコリソースJPIは2019年4月1日付で、またJP資源株式会社は2019年7月1日付で、福田三商株式会社に吸収合併されました。
4. 株式会社丸二ちきりやは、2019年6月21日付で、当社が株式を追加取得したことにより、当社の連結子会社となりました。
5. Spicers Paper (Malaysia) Sdn.Bhd.は、2019年7月1日付でOVOL Malaysia Sdn.Bhd.に商号を変更いたしました。
6. Japan Pulp & Paper (M) Sdn.Bhd.は、重要性が増したため、当期より、その子会社であるOVOL New Energy Sdn.Bhd.とともに当社の連結の範囲に含めております。

7. 2019年7月1日付で、JPP Far East(S)Pte.Ltd.は、Spicers Paper (Singapore) Pte Ltd (同日付にてOVOL Singapore Pte.Ltd.に商号変更) に吸収合併されました。
8. 2019年7月5日付で、当社がRADMS Paper Limitedの発行済み株式の60.0%を取得したことにより、同社及びその子会社6社が当社の連結子会社となりました。子会社のうち主なものは以下のとおりです。
Premier Paper Group Limited (英国)
9. 上記のほかGould Paper Corporationの子会社15社が連結子会社となっております。主なものは以下のとおりです。
Bosworth Papers,Inc.、Western-BRW Paper Co.,Inc.、Gould Paper South,LLC、Weiss McNair,LLC、Price & Pierce International Inc. (以上米国)、Gould International UK,Ltd. (英国)、Price & Pierce Oy (フィンランド)
10. 上記のほかBall & Doggett Group Pty Ltdの子会社13社が連結子会社となっております。主なものは以下のとおりです。
Ball & Doggett Pty Ltd (オーストラリア)、BJ Ball Limited、Aarque Group Limited (以上ニュージーランド)
11. 連結子会社は76社であります。

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

国内	本社	東京都中央区
	関西支社	大阪市中央区
	関西支社 京都営業部	京都市中京区
	中部支社	名古屋市中区
	九州支社	福岡市博多区
	北日本支社 東北営業部	仙台市青葉区
	北日本支社 北海道営業部	札幌市中央区
海外	ジャカルタ事務所	インドネシア
	ドバイ事務所	アラブ首長国連邦
	ハノイ事務所	ベトナム
	ホーチミン事務所	ベトナム
	マニラ事務所	フィリピン

② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
国内卸売	829名	57名増
海外卸売	1,656名	350名増
製紙及び加工	1,197名	—
資源及び環境	452名	5名減
不動産賃貸	7名	—
全社部門	157名	3名増
合計	4,298名	405名増

② 当社の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
709名 (5名減)	42.1歳	18.4年

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	34,708
株式会社三井住友銀行	14,913
株式会社三菱UFJ銀行	10,367
Lloyds Bank PLC	4,675
三井住友信託銀行株式会社	4,073

(注) 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 29,560,300株

(2) 発行済株式の総数 15,021,551株 (自己株式1,224,074株を含む)

(注) 自己株式については失念株式200株が含まれております。

(3) 株主数 11,846名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
王子ホールディングス株式会社	1,638	11.8
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 日本製紙口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,402	10.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	554	4.0
日本紙パルプ商事持株会	463	3.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	433	3.1
北越コーポレーション株式会社	310	2.2
J P 従 業 員 持 株 会	293	2.1
中越パルプ工業株式会社	258	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	226	1.6
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	209	1.5

(注) 1. 記載持株数、持株比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式1,224千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

4. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託日本製紙口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数1,402千株については、委託者であります日本製紙株式会社が議決権行使の指図権を留保しております。

5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有している株式のうち、123千株は当社役員向け株式交付信託に係る信託財産であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	渡 辺 昭 彦	
代表取締役専務執行役員	勝 田 千 尋	管理全般管掌 管理・企画統括
取締役専務執行役員	宮 崎 友 幸	営業全般管掌 環境・原燃料事業統括
取締役専務執行役員	櫻 井 和 彦	板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括
取締役	増 田 格	株式会社スリーエフ 社外取締役 富士シティオ株式会社 社外取締役 株式会社日本製鋼所 社外監査役
取締役	竹 内 純 子	NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員 筑波大学 客員教授 関西大学 客員教授 U3Innovations合同会社 共同創業者・代表取締役
監査役(常勤)	酒 井 諭	
監査役	喜 多 村 勝 徳	丸の内法律事務所 弁護士 片岡物産株式会社 社外監査役
監査役	樋 口 尚 文	東北大学会計大学院 教授 樋口公認会計士事務所 代表 株式会社日本アクア 社外取締役

- (注) 1. 取締役櫻井和彦及び竹内純子の両氏は、2019年6月26日開催の第157回定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任いたしました。
2. 取締役野口憲三及び小林光の両氏は、2019年6月26日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役勝田千尋氏は、2019年6月26日開催の取締役会において新たに代表取締役に選定され、同日付で就任いたしました。
4. 取締役増田格及び竹内純子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役喜多村勝徳及び樋口尚文の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 当社は、取締役増田格及び竹内純子の両氏、並びに監査役樋口尚文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査役酒井諭氏は、当社の経理部門において長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

8. 監査役樋口尚文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 取締役増田格氏は、2020年6月をもって株式会社日本製鋼所社外監査役を退任する予定です。
10. 取締役竹内純子氏は、2020年3月31日付で関西大学客員教授を退任いたしました。また、同年4月1日付で東北大学特任教授に就任いたしました。
11. 監査役樋口尚文氏は、2020年3月26日付で株式会社日本アクアの社外取締役役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役全員及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	基本報酬	賞 与	株式報酬	合 計
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3)	140百万円 (20)	66百万円 (2)	47百万円 (-)	254百万円 (22)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	35百万円 (13)	- (-)	- (-)	35百万円 (13)
合 計	11名	175百万円	66百万円	47百万円	289百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 2011年6月29日開催の第149回定時株主総会において、取締役の報酬総額は年額350百万円以内、監査役の報酬総額は年額60百万円以内と決議いただいております。また、これとは別枠で、2017年6月28日開催の第155回定時株主総会の決議により、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式交付信託による株式報酬制度の導入を決議しております。本制度は、当社の取締役に対する株式報酬として、当社株式交付規程に基づき、270百万円(3事業年度)を上限とする金銭を株式取得資金として拠出し、1事業年度あたり合計30,000ポイント(1ポイント=1株)を上限として、役位に応じて定めたポイントを毎年付与するものです。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役退任時です。
 3. 取締役の報酬については、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、社外取締役を主要な構成員とする取締役報酬検討会議において審議し、取締役会にて決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係・当事業年度における主な活動状況
取 締 役	増 田 格	<p>◇重要な兼職先 株式会社スリーエフ 社外取締役 富士シティオ株式会社 社外取締役 株式会社日本製鋼所 社外監査役（2020年6月退任予定）</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社と上記の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会18回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かして、中立的、客観的立場から監督、助言を行っております。</p>
取 締 役	竹 内 純 子	<p>◇重要な兼職先 NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員 筑波大学 客員教授 関西大学 客員教授（2020年3月31日付で退任） U3Innovations合同会社 共同創業者・代表取締役 （注）2020年4月1日付で東北大学特任教授に就任しております。</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社と上記の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会14回中13回に出席し、環境・エネルギー分野の研究者としての豊富な経験や高い見識を活かして、客観的、専門的見地から助言、監督を行っております。</p>

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係・当事業年度における主な活動状況
監 査 役	喜多村 勝 徳	<p>◇重要な兼職先 丸の内法律事務所 弁護士 片岡物産株式会社 社外監査役</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社は、丸の内法律事務所と顧問契約を結んでおります。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会18回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から発言等を行っております。また、監査役会12回のすべてに出席し、監査方針に従って活動し、その監査の報告を行い、社外の立場から意見を述べております。</p>
監 査 役	樋 口 尚 文	<p>◇重要な兼職先 東北大学会計大学院 教授 樋口公認会計士事務所 代表 株式会社日本アクア 社外取締役</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社と上記の重要な兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会18回のすべてに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験に基づいた発言等を行っております。また、監査役会12回のすべてに出席し、監査方針に従って活動し、その監査の報告を行い、社外の立場から意見を述べております。</p>

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
①当社の会計監査人としての報酬等の額	50百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社の会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行に伴うコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を説明いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

単位：百万円 (単位未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	178,460	流 動 負 債	170,747
現金及び預金	7,627	支払手形及び買掛金	91,209
受取手形及び売掛金	127,748	短期借入金	39,430
たな卸資産	40,470	1年内返済予定の長期借入金	13,385
その他の	3,858	コマーシャル・ペーパー	10,000
貸倒引当金	△1,243	1年内償還予定の社債	23
固 定 資 産	163,358	リース債務	1,650
有 形 固 定 資 産	114,844	未払法人税等	2,693
建物及び構築物	47,735	賞与引当金	1,919
機械装置及び運搬具	24,829	役員賞与引当金	166
工具、器具及び備品	1,010	廃棄物処理費用引当金	706
土地	33,075	その他	9,566
リース資産	273	固 定 負 債	83,945
使用権資産	6,811	社債	30,034
建設仮勘定	1,111	長期借入金	35,418
無 形 固 定 資 産	8,814	リース債務	6,475
のれん	6,705	繰延税金負債	678
その他	2,109	役員退職慰労引当金	811
投 資 そ の 他 の 資 産	39,700	役員株式給付引当金	287
投資有価証券	31,771	退職給付に係る負債	6,146
繰延税金資産	3,294	その他	4,095
退職給付に係る資産	13	負 債 合 計	254,693
その他	6,761	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△2,140	株 主 資 本	76,138
繰 延 資 産	120	資本金	16,649
社債発行費	120	資本剰余金	10,452
資 産 合 計	341,939	利益剰余金	54,243
		自己株式	△5,207
		その他の包括利益累計額	4,164
		その他有価証券評価差額金	5,217
		繰延ヘッジ損益	1
		為替換算調整勘定	64
		退職給付に係る調整累計額	△1,118
		新 株 予 約 権	152
		非 支 配 株 主 持 分	6,792
		純 資 産 合 計	87,246
		負 債 純 資 産 合 計	341,939

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満四捨五入）

科 目	金	額
売上高		534,782
売上原価		464,615
売上総利益		70,167
販売費及び一般管理費		59,243
営業利益		10,924
営業外収益		
受取利息	229	
受取配当金	650	
受持分による投資利益	314	
その他	798	1,992
営業外費用		
支払利息	2,373	
その他	742	3,115
経常利益		9,800
特別利益		
廃棄物処理費用引当金戻入益	958	
負債のれん発生益	443	
固定資産売却益	293	
段階取得に係る差益	83	
関係会社株式売却益	34	
投資有価証券売却益	18	
その他	25	1,854
特別損失		
廃棄物処理費用引当金繰入額	524	
減損損失	208	
固定資産処分損	164	
関係会社株式評価損	16	
投資有価証券評価損	14	
その他	9	934
税金等調整前当期純利益		10,720
法人税、住民税及び事業税	4,576	
法人税等調整額	△174	4,403
当期純利益		6,317
非支配株主に帰属する当期純利益		1,264
親会社株主に帰属する当期純利益		5,053

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

単位：百万円 (単位未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	118,488	流 動 負 債	107,806
現金及び預金	734	支払手形	2,651
受取手形	9,399	電子記録債権	4,514
電子記録債権	23,225	買掛金	65,974
売掛金	52,088	短期借入金	15,187
たな卸資産	13,143	1年内返済予定の長期借入金	3,784
短期貸付金	19,197	コマーシャル・ペーパー	10,000
その他	940	未払法人税等	787
貸倒引当金	△237	賞与引当金	1,249
		役員賞与引当金	139
		その他	3,522
固 定 資 産	117,000	固 定 負 債	60,954
有 形 固 定 資 産	45,677	社債	30,000
建物及び構築物	32,221	長期借入金	23,297
機械及び装置	172	繰延税金負債	281
車両及び運搬具	38	退職給付引当金	3,417
工具、器具及び備品	141	役員株式給付引当金	287
土地	13,083	その他	3,672
リース資産	23		
無 形 固 定 資 産	878	負 債 合 計	168,761
投 資 そ の 他 の 資 産	70,445	純 資 産 の 部	
投資有価証券	20,906	株 主 資 本	61,816
関係会社株式	43,926	資本	16,649
長期貸付金	5,485	資本剰余金	15,651
破産更生債権等	46	資本準備金	15,241
長期前払費用	101	その他資本剰余金	410
その他	440	利 益 剰 余 金	34,685
貸倒引当金	△458	利益準備金	3,850
繰 延 資 産	120	その他利益剰余金	30,835
社債発行費	120	買換資産圧縮積立金	575
資 産 合 計	235,608	別途積立金	16,700
		繰越利益剰余金	13,560
		自 己 株 式	△5,170
		評価・換算差額等	4,879
		その他有価証券評価差額金	4,878
		繰延ヘッジ損益	1
		新 株 予 約 権	152
		純 資 産 合 計	66,848
		負 債 純 資 産 合 計	235,608

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満四捨五入）

科 目	金 額	金 額
売上高		
商品売上高	306,835	
賃貸収入	5,359	312,194
売上原価		287,412
売上総利益		24,782
販売費及び一般管理費		21,938
営業利益		2,843
営業外収益		
受取利息	334	
受取配当金	2,471	
その他	362	3,167
営業外費用		
支払利息	523	
その他	138	661
経常利益		5,349
特別利益		
固定資産売却益	220	
関係会社株式売却益	45	
投資有価証券売却益	11	276
特別損失		
固定資産処分損	19	
関係会社株式評価損	16	
投資有価証券評価損	6	
固定資産売却損	5	46
税引前当期純利益		5,579
法人税、住民税及び事業税	1,382	
法人税等調整額	△140	1,242
当期純利益		4,337

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

日本紙パルプ商事株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員	公認会計士	齋藤 勉 ㊞
業務執行社員	公認会計士	辻田 武司 ㊞
業務執行社員	公認会計士	山田 英二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本紙パルプ商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本紙パルプ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

日本紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ㊤
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊤
業務執行社員 公認会計士 山田 英二 ㊤

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本紙パルプ商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

日本紙パルプ商事株式会社 監査役会

常勤監査役 酒 井 諭 ㊟

社外監査役 喜 多 村 勝 徳 ㊟

社外監査役 樋 口 尚 文 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン 5階
東京コンベンションホール
電話 03-5542-1995

交通のご案内

東京メトロ銀座線 京橋駅 3番出口より 直結
東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅 7番出口より 徒歩2分
都営地下鉄浅草線 宝町駅 A4番出口より 徒歩2分



駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。





第158回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権に関する事項
業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

日本紙パルプ商事株式会社

本書面の記載事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、
当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権に関する事項

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2020年3月31日現在)

新株予約権の名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発行決議日	2011年6月29日	2012年6月28日	2013年6月27日	
新株予約権の数	296,031個(注1)	362,867個(注1)	244,924個(注1)	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 29,585株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 36,268株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 24,483株 (新株予約権1個につき0.1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 236円	新株予約権1個当たり 218円	新株予約権1個当たり 262円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	
権利行使期間	2011年7月21日から 2041年7月20日まで	2012年7月18日から 2042年7月17日まで	2013年7月17日から 2043年7月16日まで	
行使の条件	(注2)	(注2)	(注2)	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 32,592個 目的となる株式数 3,256株 保有者数 4名	新株予約権の数 45,716個 目的となる株式数 4,568株 保有者数 4名	新株予約権の数 37,500個 目的となる株式数 3,748株 保有者数 4名

新株予約権の名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	
発行決議日	2014年6月27日	2015年6月26日	2016年6月28日	
新株予約権の数	215,368個(注1)	217,511個(注1)	224,735個(注1)	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 21,530株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 21,746株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 22,465株 (新株予約権1個につき0.1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 274円	新株予約権1個当たり 301円	新株予約権1個当たり 296円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	
権利行使期間	2014年7月17日から 2044年7月16日まで	2015年7月17日から 2045年7月16日まで	2016年7月16日から 2046年7月15日まで	
行使の条件	(注2)	(注2)	(注2)	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 34,288個 目的となる株式数 3,428株 保有者数 4名	新株予約権の数 47,146個 目的となる株式数 4,714株 保有者数 4名	新株予約権の数 60,001個 目的となる株式数 5,999株 保有者数 4名

(注) 1. 当社取締役及び執行役員に割り当てられた時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

(1)新株予約権者は、上記の権利行使期間内において当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができる。

(2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

3. 2017年10月1日付で普通株式を10株から1株とする株式併合を実施しているため、「新株予約権の目的となる株式の数」を調整しております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決議内容、及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、当社グループの役職員の行動規範として「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」及び「日本紙パルプ商事グループ役職員行動基準」を定め、経営者が率先垂範するとともに当社グループへの周知徹底を図り、CSR活動に則った事業活動を推進する。
- ② コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を最高責任者とする「全社CSR委員会」及びその下部組織として「全社CSR推進委員会」・「部門別CSR委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- ③ 取締役会については、「取締役会規程」に則り適切な運営を行い、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ④ 監査役は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行に対する監督強化を図る。
- ⑤ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ⑥ 法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為などに関しては、従業員等が直接相談、通報できる専用窓口を社内及び社外に設置し、「企業倫理ヘルプライン運営規程」に基づき運用を行う。
- ⑦ 財務報告の信頼性の確保に関しては、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等に対する適合性を確保する体制の整備・運用を推進する。
- ⑧ 内部監査部門として業務執行部門から独立して設置した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき関連各部門と連携・分担しながら、当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監査し、社長へ報告する。
- ⑨ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては警察及び関係機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、経営会議等経営に関する重要な会議の議事録や、稟議書等経営の意思決定に関する文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ② 情報管理については、「情報管理規程」において情報管理の基本指針、情報管理体制を規定し運用するとともに、機密情報及び個人情報の取り扱い、並びに社内情報システムの利用について、社内規程を定め適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制については「リスク管理基本規程」に基づき、「全社CSR委員会」の下部組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社及び主要な子会社におけるリスクの洗い出し、分析、評価、対応の優先順位付け、個別リスクの取組み施策の策定を行い、リスクの低減に継続的に取り組む。
- ② 当社グループの経営や事業等に多大な悪影響を及ぼすおそれのあるリスクが顕在化した際は、「リスク管理基本規程」に基づき、社長を最高責任者とする「危機管理委員会」を設置し、緊急事態への迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止及び最小化、危機の収束、再発防止を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」の定めに則り、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 当社グループの経営方針及び中期経営計画等の経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において十分な討議を経て、取締役会で執行決定を行う。
- ③ 「取締役会規程」及び「執行役員規程」の定めに則り、取締役会において執行役員を任命するとともに、その業務分担を定め、業務執行の明確化を図り効率的な執行ができる体制とする。
- ④ 業務執行については、「組織及び職務権限規程」に基づき、それぞれの責任者が、適切かつ効果的な業務が可能となる体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、予算の達成に向け具体策を立案し、実行する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの全てに適用する行動指針として、「日本紙パルプ商事グループ役職員行動基準」を定め、これを上位規範としてグループ各社で諸規程を定める。また、主要な子会社にコンプライアンス推進担当者を置き、「全社CSR委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。内部統制については、主要な子会社にプロセス代表、推進リーダーを置き、グループとしての内部統制推進体制を構築・推進する。
- ② 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、その自主性を尊重しつつ、重要事案については、当社への事前承認制度による経営管理を行うものとし、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うなど、グループとしての管理を徹底する。
- ③ 子会社は、「関係会社管理規程」に従い、当社の管理担当部署を通して財務状況を定期的に当社に報告する。また、重要事項及び災害や事故などの危機情報についても、適時に当社に報告する。
- ④ 当社の内部監査室は、当社グループ内の内部統制推進体制を支援するとともに、直接または間接的に、子会社における業務が法令、定款及び社内規程に適合し、かつ適切であるかについての監査を定期的実施する。また、監査の結果改善すべき点があれば、指導を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が監査役の業務補助のための使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を置くこととする。
- ② 監査役補助者の任命・異動等人事権に係わる事項については、監査役と協議のうえ決定するものとする。
- ③ 当該補助者が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
- ② 当社グループにおいて、コンプライアンス上の問題が発生した場合には、当該グループ会社のコンプライアンス推進担当者が速やかに当社監査役に報告する。
- ③ 取締役、執行役員及び使用人は、企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用を維持することにより、内部通報の内容等法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。なお、当該報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況について把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じていつでも、取締役、執行役員または使用人に説明を求めることができることとする。
- ② 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。また、必要に応じ監査役・会計監査人・内部監査室との意見交換会を開催する。

【運用状況の概要】

① コンプライアンス体制

- ・「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」及び「日本紙パルプ商事グループ役員行動基準」については、イントラネットへの掲示やグループ報への掲載、階層別研修などを通じてグループ内役員への周知を図っております。また、内部監査室は、これらが周知されていることを定期的に確認しております。
- ・当社グループでは、コンプライアンスの徹底、自由で公正な取引の徹底、環境保全活動の徹底、リスク管理の徹底の四つをC S R活動の重点課題としており、具体的な計画や実施状況については、社長を最高責任者とする「全社C S R委員会」において策定、報告しております。
- ・内部通報体制については、外部機関にグループ会社共通の通報窓口を設置し、役員による法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為について、匿名で通報できる体制を敷いており、通報者の保護に十分な注意を払い対応しております。通報内容及びその対応については、定期的に代表取締役及び監査役に報告しており、また、内部監査室がその運用状況を定期的に監視しております。
- ・内部監査室は、当社および連結子会社に対して、業務監査と金融商品取引法に基づく内部統制評価を実施しております。業務の有効性・効率性を高め、全体方針の達成に寄与することを目的として内部監査を実施し、経営陣に対して、その結果を報告しております。また、指摘・提言事項の改善履行状況について、フォローアップを実施しております。

② リスク管理体制

- ・管理・企画統括を委員長とする「リスク管理委員会」を随時開催し、グループ全体のリスクの低減及び個別リスクへの対応について、継続的に取り組んでおります。
- ・子会社は、当社の管理担当部署を通して財務状況を定期的に当社に報告しております。また、重要事項及び災害や事故などの危機情報についても、適時に当社に報告しております。

- ③ 職務執行の適正性及び効率的な職務執行
- ・取締役会は、2019年度は計18回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の状況等の監督を行っており、活発な意見交換がなされております。また、これらの事項以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議体及び各業務を担当する執行役員に権限委譲しており、効率的な職務執行が図られております。
 - ・子会社における経営上の重要事項に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前承認及び報告を義務付けております。このうち当社の「取締役会規程」に定める重要な事項については、当社取締役会において決議しております。
 - ・取締役会は毎年、各取締役による取締役会の自己評価に加えて各監査役の意見も求め、これらに基づき取締役会の実効性評価を行っております。2019年度実施の評価においては、全取締役・監査役を対象としたアンケートを実施し、これに基づき取締役会にて審議をいたしました。その結果、取締役会の構成、議案の内容及び審議時間、情報提供をはじめとした支援体制等は適切であり、当社取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。また、上程議案の見直し等を通じて一層の審議の充実が図られたことを確認いたしました。一方で、グループガバナンスや内部統制・リスク管理等について高い課題認識が見られました。本評価を踏まえ、適宜必要な改善を実施し、引き続き取締役会の実効性の維持ならびに向上に努めてまいります。
- ④ 監査役監査の実効性の確保
- ・監査役は、稟議・報告に関するすべての情報を入手できる体制になっているほか、常勤監査役については、取締役会のほか経営会議等の重要な会議にも出席し、監査の実効性を高めております。また、監査役と代表取締役との連絡会を定期的を開催するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について情報交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	16,649	15,258	50,878	△3,625	79,160
会計方針の変更による累積的影響額			△139		△139
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,649	15,258	50,739	△3,625	79,020
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,543		△1,543
親会社株主に帰属する当期純利益			5,053		5,053
自己株式の取得				△1,721	△1,721
自己株式の処分		△32		139	107
連結範囲の変動			△6		△6
連結子会社株式の取得による持分の増減		△4,774			△4,774
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△4,806	3,505	△1,582	△2,883
当期末残高	16,649	10,452	54,243	△5,207	76,138

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券 評価差額 金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算勘定 調整	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	8,206	3	78	△871	7,416	217	7,952	94,745
会計方針の変更による累積的影響額							△134	△273
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,206	3	78	△871	7,416	217	7,819	94,472
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,543
親会社株主に帰属する当期純利益								5,053
自己株式の取得								△1,721
自己株式の処分								107
連結範囲の変動								△6
連結子会社株式の取得による持分の増減								△4,774
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,989	△1	△14	△247	△3,252	△65	△1,027	△4,343
連結会計年度中の変動額合計	△2,989	△1	△14	△247	△3,252	△65	△1,027	△7,226
当期末残高	5,217	1	64	△1,118	4,164	152	6,792	87,246

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項および連結の範囲または持分法の適用の範囲の変更に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 76社

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)エコペーパー J P

コアレックス三栄(株)

コアレックス信栄(株)

Japan Pulp & Paper(Shanghai)Co.,Ltd.

Gould Paper Corporation

Ball & Doggett Group Pty Ltd

当連結会計年度において、当社による株式取得のため、RADMS Paper Limited及び同社子会社6社を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社による株式の追加取得のため、持分法適用の関連会社であった(株)丸二ちきりやを、連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において、持分法適用の非連結子会社であったJapan Pulp & Paper(M)Sdn. Bhd. は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、(株)エコリソース J P及び J P資源(株)は福田三商(株)を存続会社として合併したため、連結の範囲から除外しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

(株)小矢沢商店、 J Pシステムソリューション(株)

(4) 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

関連会社数 7社

(2) 持分法を適用した主要な関連会社の名称

松江バイオマス発電(株)、中津川包装工業(株)、本州電材(株)、東京産業洋紙(株)

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)小矢沢商店、 J Pシステムソリューション(株)

(4) 当該非連結子会社及び関連会社に持分法を適用しない理由

当該非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Japan Pulp & Paper (U.S.A.) Corp.、Japan Pulp & Paper(Shanghai)Co.,Ltd.、Gould Paper Corporation、Ball & Doggett Group Pty Ltd他48社の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

a 建物（建物附属設備を除く）並びに機械装置及び運搬具

主として定額法。なお、1998年3月31日以前取得の建物（建物附属設備を除く）について、一部の国内連結子会社においては、定率法を採用しております。また、機械装置及び運搬具について、当社及び一部の国内連結子会社においては、定率法を採用しております。

b その他

主として定率法。なお、一部の国内連結子会社及び全ての在外子会社においては、定額法を採用しております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④廃棄物処理費用引当金 産業廃棄物の撤去にかかる費用等に備えるため、将来発生すると見込まれる金額を合理的に見積り計上しております。
- ⑤役員退職慰労引当金 一部の連結子会社の役員の退職慰労金支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。
- ⑥役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、発生時の連結会計年度において一括費用処理しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(8) のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。ただし、僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(IFRS 第16号「リース」の適用)

当連結会計年度より、一部の在外連結子会社において、IFRS 第16号「リース」を適用しております。これにより、借手は原則全てのリースについて資産及び負債の認識をしております。

IFRS 第 16 号の適用については、経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表における流動資産の「その他」が72百万円、有形固定資産の「使用権資産（純額）」が6,811百万円、流動負債の「リース債務」が1,478百万円、固定負債の「リース債務」が6,360百万円それぞれ増加し、流動負債の「その他」が437百万円減少しております。また、当連結会計年度の期首利益剰余金が139百万円、非支配株主持分が134百万円それぞれ減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) プロジェクト・ファイナンスに係る担保資産及び担保に係る債務

① 連結会社に係る担保資産及び担保付債務

連結子会社(株)エコパワー J P のプロジェクト・ファイナンスにあたり、同社の事業資産及び当社が所有する同社株式を担保に供しております。

このうち、連結貸借対照表に計上されているものの残高は次のとおりです。

担保に供している資産

事業資産	8,194百万円
------	----------

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	413百万円
---------------	--------

長期借入金	<u>5,021百万円</u>
-------	-----------------

計

<u>5,434百万円</u>

② 連結会社以外に係る担保資産

当社は、連結会社以外の関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、当社が所有する投資先発行株式を担保に供しております。

担保に供している資産

投資有価証券	34百万円
--------	-------

(2) その他の担保資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	124百万円
--------	--------

受取手形及び売掛金	7,501百万円
-----------	----------

たな卸資産	8,144百万円
-------	----------

その他（流動資産）	362百万円
-----------	--------

建物及び構築物	1,681百万円
---------	----------

機械装置及び運搬具	5,765百万円
-----------	----------

工具、器具及び備品	104百万円
-----------	--------

土地	4,993百万円
----	----------

建設仮勘定	39百万円
-------	-------

その他（無形固定資産）	284百万円
-------------	--------

投資有価証券	<u>8百万円</u>
--------	-------------

計

<u>29,006百万円</u>

担保に係る債務	
短期借入金	2,625百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,555百万円
1年内償還予定の社債	23百万円
社債	34百万円
長期借入金	<u>5,537百万円</u>
計	<u>12,773百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 88,814百万円

3. 保証債務及び手形遡求債務等

(1)保証債務

連結会社以外の会社等の銀行借入等936百万円に対して、債務保証を行っております。

(2)スポンサー・サポート契約

当社は、連結会社以外の関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、スポンサー・サポート契約を締結しております。

(3)手形遡求債務

受取手形裏書譲渡高	3百万円
受取手形割引高	2百万円
輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高	633百万円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,021,551株

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	784	55	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	759	55	2019年9月30日	2019年12月2日
計		1,543			

(注) 1 2019年6月26日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

2 2019年11月8日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案
しております。

① 配当金の総額	759百万円
② 1株当たり配当額	55円
③ 基準日	2020年3月31日
④ 効力発生日	2020年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	56,449株
------	---------

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入や社債発行によって行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引稟議規程に従い、取引先ごとの販売動向及び信用状況について常に細心の注意を払うとともに、主な取引先の与信状況を月ごとに把握する体制としております。外貨建ての営業債権については、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に事業上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されており、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主にグループ企業の設備投資や投融資に係る資金調達であります。資金調達に係る流動性のリスクに関しては、当社グループは各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用して支払利息の固定化を行っております。

デリバティブ取引は、前述の外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスク及び変動金利の長期借入金の一部に係る金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的としたものであります。デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っており、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された

価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,627	7,627	—
(2) 受取手形及び売掛金	127,748	127,748	—
(3) 投資有価証券	20,211	20,211	—
資産計	155,587	155,587	—
(1) 支払手形及び買掛金	91,209	91,209	—
(2) 短期借入金	39,430	39,430	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	13,385	13,476	91
(4) コマーシャル・ペーパー	10,000	10,000	—
(5) 1年内償還予定の社債	23	22	△0
(6) 社債	30,034	29,719	△314
(7) 長期借入金	35,418	36,156	737
(8) リース債務	1,650	1,647	△3
(9) 長期リース債務	6,475	6,307	△169
負債計	227,625	227,966	341
デリバティブ取引 ※	△144	△144	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内償還予定の社債、並びに(6)社債

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格の

ないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)長期借入金、(8)リース債務、並びに(9)長期リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式及び債券(連結貸借対照表計上額11,560百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸のオフィスビル、住宅、倉庫及び駐車場等の不動産を所有しているとともに、事業用に所有している不動産の一部を賃貸しております。このほか、遊休不動産を所有しております。

なお、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			期末時価
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸等不動産	42,405	△1,374	41,031	90,409

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度の主な増加は、不動産の取得(568百万円)であり、減少は、不動産の除売却(75百万円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,882円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 365円01銭 |

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自 株 己 式	株主資本 合計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
						買換資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
当期首残高	16,649	15,241	442	15,683	3,850	476	16,700	10,866	31,891	△3,588	60,636
事業年度中の変動額											
買換資産圧縮積立 金の積立						114		△114	—		
買換資産圧縮積立 金の取崩						△15		15	—		
剰余金の配当								△1,543	△1,543		△1,543
当期純利益								4,337	4,337		4,337
自己株式の取得										△1,721	△1,721
自己株式の処分				△32	△32					139	107
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)											
事業年度中の変動額 合計	—	—	△32	△32	—	99	—	2,695	2,794	△1,582	1,180
当期末残高	16,649	15,241	410	15,651	3,850	575	16,700	13,560	34,685	△5,170	61,816

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	7,520	3	7,523	217	68,376
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮積立 金の積立					—
買換資産圧縮積立 金の取崩					—
剰余金の配当					△1,543
当期純利益					4,337
自己株式の取得					△1,721
自己株式の処分					107
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	△2,642	△1	△2,644	△65	△2,709
事業年度中の変動額 合計	△2,642	△1	△2,644	△65	△1,529
当期末残高	4,878	1	4,879	152	66,848

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。また、過去勤務費用については、発生時の事業年度において一括費用処理しております。

(5)役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

6. 繰延資産の処理方法 社債発行費は、償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

7. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において投資その他の資産「その他」に含めておりました「破産更生債権等」（前事業年度0百万円）については、重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

損益計算書

前事業年度において特別損失「その他」に含めておりました「固定資産処分損」（前事業年度0百万円）については、重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) プロジェクト・ファイナンスに係る担保資産

当社は、関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、当社が所有する投資先発行株式を担保に供しております。

担保に供している資産

投資有価証券	5百万円
関係会社株式	<u>2,429百万円</u>
計	<u>2,434百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,712百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務

当社は次の関係会社の銀行借入等に対して、債務保証を行っております。

Japan Pulp & Paper(U. S. A.)Corp.	18,009百万円
(株)野田バイオパワー J P	3,825百万円
Japan Pulp & Paper(Shanghai)Co., Ltd.	3,108百万円
PT. Oriental Asahi JP Carton Box	1,714百万円
Tai Tak Paper Co., Ltd.	722百万円
松江バイオマス発電(株)	518百万円
Japan Pulp & Paper GmbH	500百万円
OVOL Singapore Pte.Ltd.	61百万円
(旧JPP Far East(S)Pte. Ltd.)	
その他	<u>1,260百万円</u>
計	<u>29,716百万円</u>

(注) 当事業年度に Spicers Paper(Singapore)Pte Ltd 及び JPP FAR EAST(S)Pte.Ltd. は、Spicers Paper(Singapore)Pte Ltd を存続会社とする吸収合併を行い、合併後の存続会社の商号を OVOL Singapore Pte.Ltd. に変更しております。

(2) スポンサー・サポート契約

当社は、関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、スポンサー・サポート契約を締結しております。

(3) 手形遡求債務

輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高 625百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	27,711百万円
長期金銭債権	5,145百万円
短期金銭債務	6,648百万円
長期金銭債務	129百万円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	33,320百万円
売上原価	24,146百万円
営業取引以外の取引	3,209百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,347,079株
------	------------

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,324百万円
投資有価証券	1,717百万円
関係会社株式	1,426百万円
賞与引当金	425百万円
貸倒引当金	213百万円
その他	<u>954百万円</u>
繰延税金資産小計	7,059百万円
評価性引当額	<u>△3,362百万円</u>
繰延税金資産合計	3,697百万円

繰延税金負債

土地時価評価差額金	△2,469百万円
その他有価証券評価差額金	△1,120百万円
買換資産圧縮積立金	△254百万円
その他	<u>△137百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△3,978百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△281百万円</u>

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱エコペーパー J P	所有 直接100.0%	資金貸付 役員の兼任等	資金の貸付	824	短期貸付金	390
				利息の受取	21	長期貸付金	1,800
子会社	J P コアレックス ホールディングス㈱	所有 直接 67.0%	資金貸付 役員の兼任等	資金の貸付	14,807	短期貸付金	13,206
				利息の受取	198	—	—
子会社	Japan Pulp & Paper (U. S. A.) Corp.	所有 直接100.0%	債務保証	債務保証	18,009	—	—
子会社	㈱野田バイオパワー J P	所有 直接85.0%	債務保証	債務保証	3,825	—	—
子会社	Japan Pulp & Paper (Shanghai) Co. , Ltd.	所有 直接100.0%	債務保証 役員の兼任等	債務保証	3,108	—	—
子会社	Japan Pulp & Paper GmbH	所有 直接100.0%	債務保証	債務保証	500	—	—
子会社	大豊製紙㈱	所有 直接 94.9%	商品の購入	段ボール原 紙等の購入	6,978	電子記録債 務	1,880
						買掛金	257
子会社	Japan Pulp & Paper (M) Sdn. Bhd.	所有 直接 50.0%	関係会社株式 の取引	関係会社株 式の取引	689	—	—
				関係会社株 式売却益	11		
関連会社	東京産業洋紙㈱	所有 直接 33.3%	商品の販売 役員の兼任等	紙類の販売	5,039	売掛金	458

(注) 1 上記取引のうち消費税等の課税対象取引に係る債権・債務につきましては、消費税等を含めて表示しております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

㈱エコペーパー J P 及び J P コアレックスホールディングス㈱への貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

資金の貸付にかかる取引金額のうち短期貸付金については、期中平均残高を記載しております。

Japan Pulp & Paper (U. S. A.) Corp.、Japan Pulp & Paper (Shanghai) Co. , Ltd.、㈱野田バイオパワー J P 及び Japan Pulp & Paper GmbH に対する債務保証は、銀行借入等に対して行ったものであります。

大豊製紙㈱からの段ボール原紙等の購入及び東京産業洋紙㈱への紙類の販売について、価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

Japan Pulp & Paper (M) Sdn. Bhd. への関係会社株式の売却については当社帳簿価額を考慮し、双方協議の上決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	王子製紙(株)	—	商品の購入	紙類等の購入	54,654	買掛金	15,150
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	王子エフテックス(株)	—	商品の購入	紙類等の購入	17,488	買掛金	3,961
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	王子マテリア(株)	被所有 直接 0.0%	商品の購入	段ボール原紙等の購入	36,812	買掛金	11,022
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	森紙販売(株)	被所有 直接 0.0%	商品の販売	段ボール原紙等の販売	6,602	電子記録債権	706
						売掛金	592

(注) 1 上記取引のうち消費税等の課税対象取引に係る債権・債務につきましては、消費税等を含めて表示しております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

王子製紙(株)及び王子エフテックス(株)からの紙類等の購入、王子マテリア(株)からの段ボール原紙等の購入、森紙販売(株)への段ボール原紙等の販売について、価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	4,877円36銭
2. 1株当たり当期純利益	312円72銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅹ. その他の注記

(退職給付引当金と相殺表示している退職給付信託における年金資産額)

退職給付信託の年金資産控除前退職給付引当金残高	5,194百万円
退職給付信託の年金資産額	1,777百万円